

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20171115 電 委 第 1 号
平成 3 0 年 3 月 2 8 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日付け 2 0 1 7 1 0 2 0 資第 5 号及び平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日付け 2 0 1 7 1 1 1 5 資第 1 4 号により、貴職から当委員会に意見を求められた小売電気事業を営もうとする者について審査を行ったところ、別添の小売電気事業を営もうとする者については、いずれも「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成 1 2 ・ 0 5 ・ 2 9 資第 1 6 号。その後の一部改正を含みます。）第 1 （ 1 ） ②に該当する事実は認められませんでした。

ただし、貴職におかれましては、別添の小売電気事業を営もうとする者の登録に当たっては、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(小売電気事業を営もうとする者)

- ・株式会社盛和
- ・みの市民エネルギー株式会社

法人番号 1350001011976

法人番号 2200001034438

(五十音順)